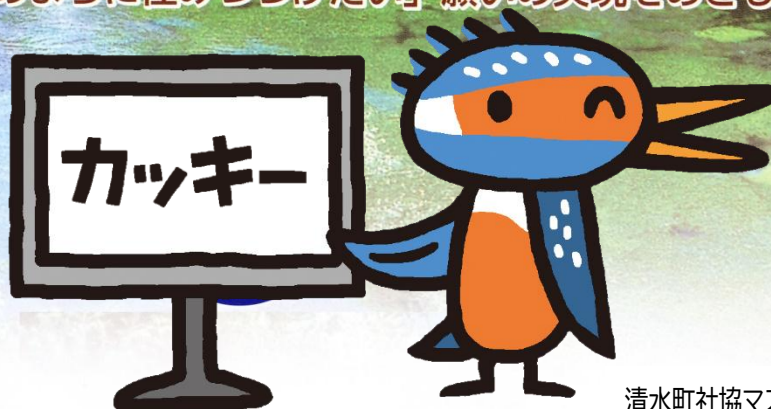


“であい” “ふれあい” “ささえあい” のまち清水町

社協活動のご案内

～「清流と緑豊かなこのまちに住みつづけたい」願いの実現をめざして～



清水町社協マスコットキャラクター



社会福祉法人
清水町社会福祉協議会
Shimizu Town Council Of Social Welfare

社会福祉協議会（社協）って？

- 社会福祉協議会（社協）の組織は、全国の市町村・都道府県・指定都市および全国と段階的に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体です。また運営の原則は、地域住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て活動することを大きな特徴とし、民間組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という二つの面をあわせ持った組織です。
- 社協の構成は、住民（町民）の皆さま、社会福祉や保健、医療、教育などの関連分野の関係者、さらに地域社会を形成する他のさまざまな専門家・団体・機関によって構成されています。
- 社協の目的は、地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図り、誰もが安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」を推進しています。
- 社協の事業は、住民の福祉活動の場づくり、ボランティア等の仲間づくりの援助や、社会福祉にかかわる公私の関係者・団体・機関の連携をすすめたり、具体的な福祉サービスの企画や実施を行います。

社会福祉協議会のめざすもの

**住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し
みんなで安心して暮らせるまちづくりの実現をめざします。**

「住み慣れた地域で家族や友人と共に暮らしたい」……。これは全ての人々の共通の願いです。こうした願いをかなえるためには、地域の皆さんがお互いに支えあうことが必要です。つまり、地域の中では住民のみなさんが担い手であり、そしてまた受け手でもあります。

住民一人ひとりの福祉ニーズに応える活動を積み重ねながら、誰もが安心して暮らしていける「福祉のまちづくり」に積極的に取り組んでいきます。

①住民ニーズの原則

調査等により、地域住民の要望、福祉課題等の把握に努め、住民のニーズに基づく活動をすすめます。

③民間性の原則

民間組織らしく、開拓性・即応性・柔軟性を生かした活動をすすめます。

社協の5つの活動原則

②住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織を基盤として活動をすすめます。

地域の特性を
生かした活動を
展開しています。

④公私協働の原則

社会福祉、保健・医療、教育、労働等の行政機関や民間団体等と連携を図り、行政と住民組織との協働による活動をすすめます。

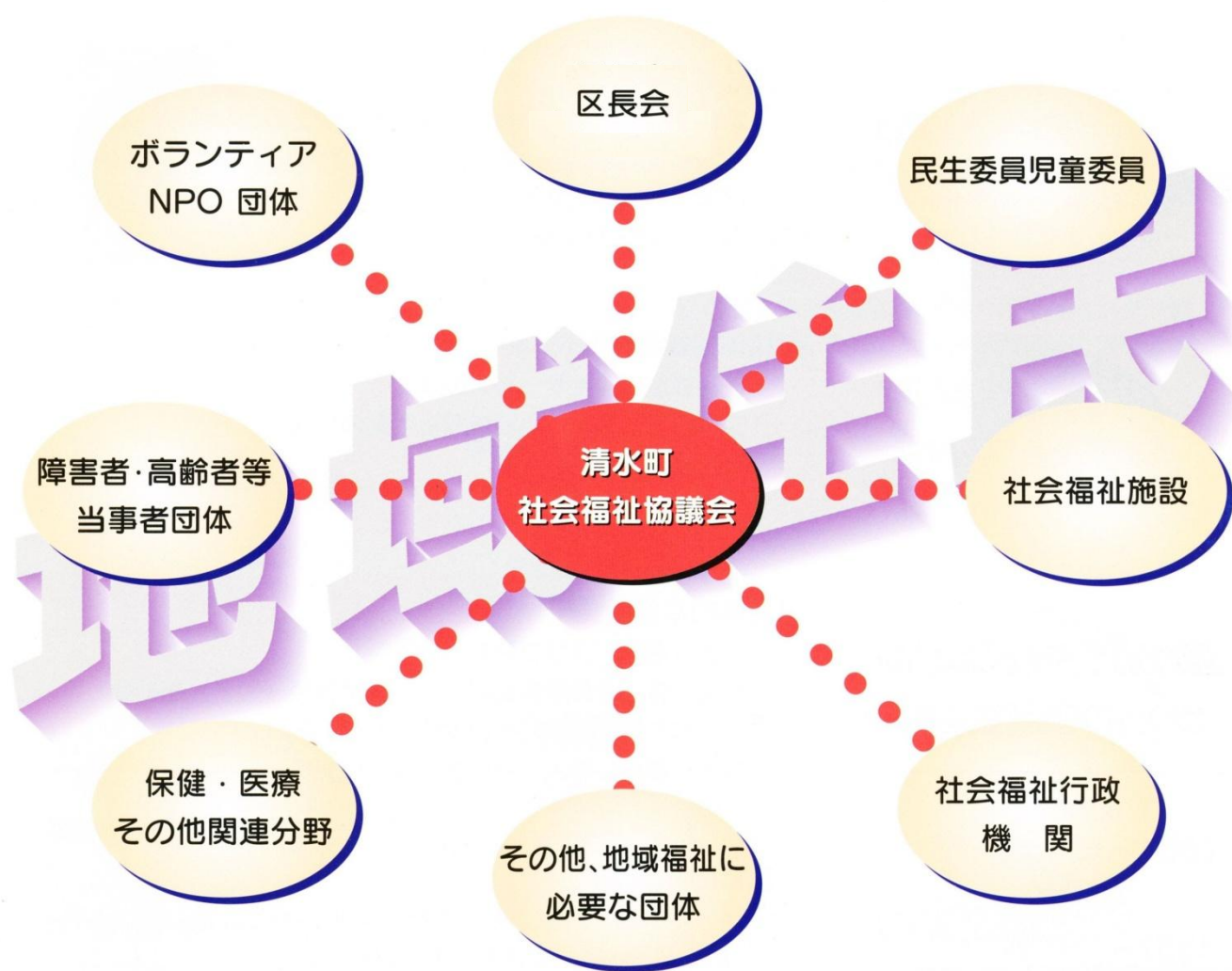
⑤専門性の原則

住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくりなど、福祉の専門性を生かした活動をすすめます。

地域社会の仲間たち

**社会福祉協議会の活動は
多くの人々の手によって支えられています。**

社会福祉協議会は地域のみなさんのものです。一人では解決ができないことでも、みんながひとつに集まれば、きっと何かが見えてくるのではないのでしょうか。そのようなことを社会福祉協議会はめざしています。



地域福祉を展開するメンバー



社会福祉協議会の事業

地域福祉の実現をめざした 事業展開をはかります。

地域住民、ボランティア等社会福祉関係者その他関連分野の人たちとともに、地域福祉の実現を目指し、バラエティーに富んだ事業を展開しています。

福祉ニーズの把握
地域福祉活動計画の策定

〔具体的な活動〕

- 地域の中にどんな福祉ニーズや社会資源があるのか調査します
- 高齢者の実態把握調査
- 地域福祉活動計画の策定

住民主体の活動を
バックアップします

〔具体的な活動〕

- 居場所づくりの推進
- 見守り活動の推進・小地域福祉活動の推進
- ふれあい広場の開催
- 生活支援サポーター『ささえ愛』事業の推進

福祉関係者や家族同士の
つながりを支援します

〔具体的な活動〕

- シニアクラブ活動への支援
- 福祉団体（ひとり親会・手をつなぐ育成会・まごころ会等）への支援
- 在宅介護者のつどい

福祉教育の推進
福祉関係者人材育成

〔具体的な活動〕

- 小・中学校・一般の方への福祉体験学習の実施と受け入れ（施設活動・車いす体験・手話講座ほか）
- 小・中学校の総合学習への協力
- 福祉リーダーの育成

ボランティア活動を
応援します

〔具体的な活動〕

- ボランティア活動希望者、ボランティアを希望する人の相談、登録、調整、紹介、保険加入。
- ボランティア（グループ）への支援
- 各種ボランティア講座等の開催

福祉関連機関の
連携を図ります

〔具体的な活動〕

- 区長会・民生委員児童委員協議会・ボランティア連絡会・協議体等との連絡調整
- 高齢者支援ネットワーク連絡調整会議の開催
- 清水町社会福祉法人ネットワーク事業の推進

募金活動の推進

〔具体的な活動〕

- 赤い羽根共同募金運動の推進
- 歳末たすけあい運動の推進
- 日本赤十字社協力会員の加入推進

福祉サービスを
企画し、実施します

〔具体的な活動〕

- いきいきサロン・住民同士の交流等事業の開催
- 障害者総合支援事業（就労継続支援B型事業所・手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業）
- 公的サービスの受託運営（地域包括支援センター事業・障害者相談支援事業・地域活動支援センター事業・福祉センター会館管理事業ほか）

各種相談の受付

〔具体的な活動〕

- 福祉総合相談（心配ごと・悩みごと相談）
- 高齢者相談・介護保険相談・障害者総合相談
- 生活福祉資金の受付・日常生活自立支援事業相談
- 生活困窮者自立相談支援事業

各種相談をご利用ください

※専門的な対応が必要とされる場合は、施設・行政・医療・保健機関や各種専門機関と連携して問題解決を目指します。

福祉総合相談	生活上の心配ごと、困りごとの相談	月～金曜日 9時～17時15分	社会福祉協議会事務局 ☎ 981-1665
ボランティア相談	ボランティア活動を行いたいなどの相談		
生活福祉資金事業（相談）	静岡県社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付相談		
生活困窮者自立支援事業	仕事や経済的な悩み事をお聞きし、状況に合わせて必要な支援を実施します		
日常生活自立支援事業（相談）	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方が日常生活を送る上で、判断能力が不安な方に、福祉サービスの利用に関わる情報提供や日常的な金銭管理等を生活支援員が援助します	月～金曜日 9時～17時15分	地域包括支援センター ☎ 981-1675
高齢者介護等の相談	福祉サービスの利用・介護方法・介護機器・住宅改修・介護保険等の相談		
障害者総合相談	障がいを持つ方の福祉サービス利用相談、生活相談	月～金曜日 9時～17時00分	相談支援事業所 ☎ 981-1673

社会福祉協議会の財源

**会費（寄附金）・公費補助金・介護保険報酬・
障害者総合支援法事業報酬等で運営されています。**

清水町社会福祉協議会の財源の一つが住民の皆様から寄せられた会費や寄附金です。
民間財源は、社会福祉協議会が民間組織として活気ある運営と事業の推進を図るために欠かすことができないものです。
また、行政からの補助金は、社会福祉協議会の事業の公共性にもとづいて支出されるものです。
社会福祉協議会は、次のような財源で運営されています。

公的財源

① 公 費 補 助 金	住民の福祉を支える活動に携わる公共性のある団体であるため、人件費や基本的な事務費、事業費には公費の補助金が導入されています。
② 事 業 委 託 金	社会福祉協議会では公的な福祉サービスにおいて、民間性を活かした運営ができることから、地域包括支援センター・放課後児童健全育成事業・障害者相談事業・福祉センター会館管理等の事業を行政から受託し、事業委託費（運営費・人件費等）で運営しています。

その他の財源

① 一 般 会 費	広く住民の皆様から社会福祉協議会の会費としていただくものです。	世帯当たり年間 （一口） 350 円
② 特 別 会 費	町内の事業所等から社会福祉協議会の会費としていただくものです。	年間 （一口） 1,500 円
③ 寄 附 金	個人・企業・各種団体からのご寄附を寄附者の意思を活かしながら地域福祉活動に有効に使っていきます。	
④ 共同募金助成金	「赤い羽根共同募金」から地域福祉・在宅福祉サービス関係活動に助成を受けています。	
⑤ 障害者総合支援法事業の報酬	障害者総合支援法関係事業では、就労継続支援B型事業において、報酬を受領しています。	

町 受 託 事 業

高齢者の相談窓口

■ 地域包括支援センター事業

☎ 981-1675

<地域包括支援センター>

主任介護支援専門員、看護師、社会福祉士が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

<主な相談内容>

- 総合相談・支援
- 権利擁護・虐待・消費者被害
- 地域の介護支援専門員の支援
- 介護予防マネジメント

<相談方法等>

- 電話相談・センターへの来所及び自宅訪問
- 相談は無料です。



放課後の児童の健全育成に

■ 放課後児童健全育成事業

☎ 981-1665

<放課後児童教室では>

放課後、自宅に保護者のいない家庭の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とします。

<教室名>

- 西小学校教室 (☎ 973-4455)

<利用案内>

- 原則として、毎週月曜日から金曜日までの放課後から午後6時30分まで
- 土曜日、夏休み、冬休み、春休み期間は午前7時30分～午後6時30分まで

<負担額>

- 月額 6,300円 (8月のみ9,300円)
- 保険料



町 受 託 事 業

障がいのある方の活動支援 地域活動支援センター

■ 地域活動支援センター

☎ 981-1605

<地域活動支援センター>

障がいを持ちながら地域で生活している方が、社会的居場所として気軽に過ごせる場や活動を提供します。

<サービス内容>

- 創作的活動の提供
- 福祉サービス情報の提供
- 生活相談（相談支援事業と連携）
- その他（外出・季節のレクリエーション・クッキング体験など）

<場 所>

- 福祉センター 1 階

利 用 料 金 ・ ・ ・ 無料※（※プログラム活動に関する費用を実費徴収させていただくこともあります。）

障がいのある方の相談窓口

■ 指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所

ゆうすい ☎ 981-1673

<障害者（児）総合相談>

障がいのある方及び障がいのある子どもの福祉に関する様々な問題について、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。また、「サービス等利用計画」についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合には、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

<主な支援内容>

- 障害福祉サービス・児童福祉サービスに関する情報提供及び相談
- 専門機関等の紹介
- 社会資源・社会保障等各種制度を活用するための支援
- 「サービス等利用計画」の作成・モニタリング等

<営業日・相談方法等>

- 月曜日から金曜日（ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。）
- 電話・来所・訪問等、ご希望の方法でお話を伺います。
- 相談は無料です。

町 受 託 事 業

介護予防・生活支援

■ ふれあい・いきいきサロン事業

☎ 981-1665

＜ふれあい・いきいきサロン＞

地域の公民館等を利用し、民生委員児童委員・ボランティア等の協力を得て、参加者の生きがい・居場所・健康づくりを目的に開催しています。

地域住民のいきいきとした楽しい生活を送ることが出来るふれあいの場をつくります。

＜主な内容＞

○おしゃべり ○体操・ゲーム ○ボランティアによる催し ○歌・カラオケ ○食事ほか

＜利用案内＞

○ 開催時間は、午前 10 時 00 分～午後 2 時 00 分

○ 会場は、地域の公民館、町シニアセンター等で行います。

○ 日時・開催場所等の詳細は、社会福祉協議会へお問い合わせください。

利用できる方・・・概ね 60 歳以上の方

利 用 料 金・・・無料

生活支援・介護予防

■ 生活支援体制整備事業

☎ 981-1665

地域住民が主体となる生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、「生活支援コーディネーター」を配置し、「協議体」を運営します。

＜具体的には＞

「生活支援コーディネーター」が「協議体」のネットワークを生かしながら地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

聴覚障がいのある方の地域生活（コミュニケーション）支援事業

■ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

☎ 981-1665

＜手話通訳者派遣事業＞

聴覚障害者等が病院や学校、会社の面接や研修、講演会などにおいて、手話通訳を必要とする場に手話通訳者を派遣します。

利 用 料 金・・・無料

＜要約筆記者派遣事業＞

聴覚障害者等が会社の面接や研修、講演会などにおいて、要約筆記を必要とする場に要約筆記者を派遣します。

利 用 料 金・・・無料

町 受 託 事 業

子どもから、高齢者まで

福祉センター会館管理受託事業

☎ 981-1666

<会館管理>

福祉サービスを提供する福祉活動拠点として、子どもから、高齢者までご利用いただけます。

<貸し館利用のご案内>

	午 前	午 後	夜 間
使用時間 区分	9:00~12:30	13:00~16:30	17:30~21:00
多目的ホール	3,000 円	3,000 円	3,000 円
会議室等	500 円	500 円	500 円

- 申込みの受付／社会福祉協議会事務所受付（福祉センター1階） 電話 981-1666
- 受付開始／福祉団体は利用日の6ヶ月前から、一般団体等は利用日の3ヶ月前から受付けます。
- 福祉活動団体以外でも、団体の会議・打合せで利用できます。

<施設の利用と休館日>

施設区分	営業時間	休館日(休業日)	利用についての問合せ先
社会福祉協議会事務局	8:30~17:15	土・日曜日、祝日、年始年末	☎981-1665
地域包括支援センター	8:30~17:15	土・日曜日、祝日、年始年末	☎981-1675
(児童館)遊戯室	9:00~16:30 (12:00~13:00 まで休館)	月曜日(第3月曜日を除く) 第3日曜日、祝日の翌日、年始年末	☎981-1666
柿田川作業所 (就労継続支援B型事業所)	8:30~17:15 (サービス提供 9:30~16:00)	土・日曜日、祝日、年始年末	☎981-1632
清水町相談支援事業所 ゆうすい	9:00~17:00	土・日曜日、祝日、年始年末	☎981-1673
地域活動支援センター	9:00~12:00	土・日曜日、祝日、年始年末	☎981-1605
喫茶 “せせらぎ”	11:00~14:00	月・土・日曜日、祝日、年始年末	☎981-1666
福祉センター受付事務 (シニアセンター受付事務)	8:30~21:00	月曜日(第3月曜日を除く) 第3日曜日、祝日の翌日、年始年末	☎981-1666

経 営 事 業

障がいのある方の就労支援等就労継続支援B型事業所

■ 柿田川作業所

☎ 981-1632

<就労継続支援B型事業>

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に、就労及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

<活動内容>

- 生産活動（点字名刺・縫製品・部品加工・菓子箱折り、喫茶業務 ほか）
- その他（余暇活動・学習活動・外出など）

住民参加型福祉サービス

■ 生活支援サポーター『ささえ愛』

☎ 981-1665

清水町生活支援サポーター『ささえ愛』事業は、会員同士のたすけあい活動で運営しております。誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざした事業です。

<対象者>

- 65歳以上の一人暮らし又は高齢者世帯の方

<活動内容>

- ゴミ出し、掃除、話し相手、買い物同行、草取り、電球交換、軽家具の移動など
その他、お気軽に相談してください。

<活動時間>

- 原則月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までの間（祝日、年末年始は除く）
日常生活の範囲で、1時間以内の軽作業、ゴミ出しは、別に時間を決めます。

<利用料金>チケット事前購入制

- 生活支援サービス 15分 100円～（1日1時間まで）
- ゴミ出し 1回 100円

★ 高齢者を支える生活支援サポーターを募集しています！

■ 成年後見推進事業

☎ 981-1665

認知症・知的障害・精神障害などで、判断能力が十分でない方が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用をお手伝いします。

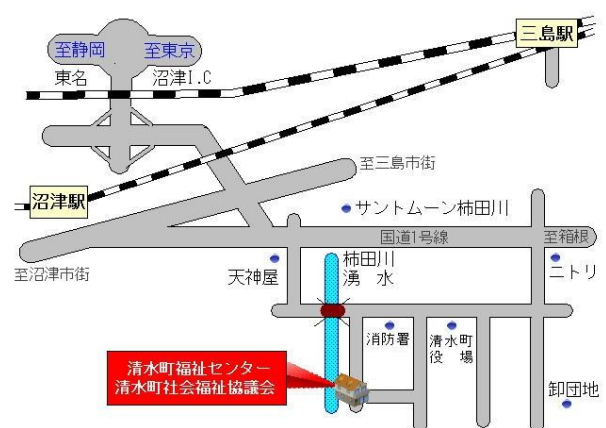
<主な事業内容>

- 成年後見制度に関する説明
- 広報啓発（講演会の開催など）
- 市民後見人の育成
- 弁護士による権利擁護相談会（予約制）
- 日常生活自立支援事業
- 法人後見受任
- 相談は無料です。

清水町社会福祉憲章

1. 私たちは、健康で明るく互いに助け合う、福祉のまちをつくります。
1. 私たちは、思いやりと温かい心で、ふれあいのまちづくりに参加します。
1. 私たちは、安心して暮らせる、やさしい環境をつくります。
1. 私たちは、ぬくもりのある地域をめざし、進んで社会奉仕につくします。
1. 私たちは、つないだこの手をはなさずに、よりよい未来をめざします。

平成5年3月制定



清水町社協
ホームページ



清水町社協
Facebook



清水町社協
公式 Line 登録



清水町社会福
祉法人連絡会
Instagram

社会福祉法人 清水町社会福祉協議会

〒411-0903 駿東郡清水町堂庭221-1

清水町福祉センター内

☎ 055-981-1665

Fax 055-981-0025



カッキーのお友達 ラッキー